第164回通常国会参議院文教科学委員会参考人質疑2006.6.1

○林久美子君 民主党の林久美子でございます。

四人の参考人の皆様、本日は本当に貴重なお話を聞かせていただきまして、どうもありがとうございました。

この認定こども園という法案につきまして質疑をしていく中で、本当にいろいろなメリット、デメリット、見えてきたのではないかなということを感じております。

私たちは、かねてから幼保一元化、一本化というのを党としても政策の柱に掲げてまいりました。といいますのも、先ほど小宮山参考人の方からもお話がございましたように、就学前の子供は、親が働いていようといまいと、経済力が高かろうと低かろうと、住んでいる地域がどこであろうとひとしく良質な保育、教育が提供されるべきであると、このように考えているからでございます。

そうした中で、今回のこども園について質疑をしていく中で幾つか見えてきたわけでございますけれども、お時間もございませんので質問に入らせていただきたいと思うんですけれども、まず、この四類型、更に申し上げますと、私立と公立に分けると六類型とも言えるのかなという気がするんですが、地方裁量型こども園というのは、ほかの類型に比べると随分と位置付けが違ってくるのではないかなということを感じております。

実は、先日の質疑の中で分かったことではあるんですけれども、今、子供たちの安全を取り巻く問題というのは非常に深刻さを増しております。参考人の皆様、既によく御存じであるかと思いますけれども、登下校中に犯罪に巻き込まれたり、あるいは学校において不審者が乱入をしてきたりする事件も相次いでいると。こうした中で子供たちの命をいかにして守っていくのかと、これは正に私たち大人の一人一人にとっての至上命題であるとも思っています。

しかしながら、事故、事件、ないにこしたことはないんですが、万が一にもそうしたことが発生した場合に、国の制度の中で、皆様御存じかと思いますが、日本スポーツ振興センターというところがやっている災害共済給付業務というのがあるんですけれども、これの加入対象となるのは、認定こども園の類型でいいますと、幼保連携型、幼稚園型、保育所型になるわけでございまして、地方裁量型となっている認可外というのは外れてしまう。それは、裏を返せば地方裁量型こど

も園は外れてしまうというようなことも明らかになっているわけなんですね。

言ってみれば、恐らく、先ほど吉田参考人の方からは、このこども 園というのは施設に着目するのではなくて機能だというお話がござい ました。確かにそういう発想、非常に大事であると思います。しかし ながら、そのベースとなる法律が何であるかによって随分とやっぱり 現実問題変わってきてしまう部分があるのではないかなというふうに 思っているんですね。

まず、小宮山参考人にお伺いをしたいんですけれども、やはり就学前の子供たちが、せっかく新しい認定こども園という制度ができるという中にあって、先ほどももう四つの類型じゃなくて一つにすべきなんだという御主張ございましたけれども、改めて小宮山参考人の考えられる四類型となっていることのデメリット、メリットを教えていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○参考人(小宮山潔子君) 同じこども園という名前で出るわけですね、 看板を掲げることができるとか。その中で、これはどういう形でこど も園になりましたというのは分かりませんね。同じだと思う、そうす ると中がいろいろである。これはですから、先ほどの保険の話に関し ましても、こども園として統一すればいいではないですかと思うわけ です。

結局、なぜこども園と、こういうことになるかといったら、簡素で分かりやすくなってないからなんですね。それも、先ほども申し上げたように、なぜなのか、まあもう申しませんが、分かりやすくなるということが広まる本当にきっかけだと思いますし、同じこども園で実はそういうふうにお金の面とか安全の面で違いがあるというのは、これはよくない。できるだけそれは同じにしていけばいいのではないか。地域裁量型の園が独自に何かを積み上げられるのはそれは御自由でしょうけれども、その最低のところをそろえる、これは必要であろうと私は思っております。

○林久美子君 ありがとうございます。

今、最低の基準というお話ございました。これは参考人の皆様方からも先ほど来お話がある点でございますけれども、やはり子供の命を守る、子供の教育、保育をしっかりといいものに築き上げていくというのは、やはり国の責任、大切なベースであると思います。

その中で、最低の基準、あくまでも最低なわけで、これから伸ばしていただくのは幾らでも構わないわけですが、最低の基準で一定の良

質な保育、教育が提供される仕組みというのを常に私たちは念頭に置いていかなくてはいけないのではないかなというふうに思っています。

先ほど、赤坂参考人のなさっていらっしゃる幼保園は幼稚園も保育所も認可を取っていらっしゃる施設なんだろうと思います。そして、下條参考人のしていらっしゃるところは保育所ということでございまして、これからこども園になるんだとすれば幼稚園機能を付けるという形になるんでしょうけれども。

実際の今回の法案を見てみますと、四人の皆様ともに良質な保育、教育を提供していかなくてはいけないという概念では何ら違いがないわけでございますが、やはり良質な教育、保育を担保するためには何が必要かというと、やはりお金であり人であるというのはもう現実問題としてあると思います。

しかしながら、今回の法案では両方とも認可を取らない限り、新たに機能を拡充した部分、つまり幼稚園型こども園においては保育所機能、あるいは保育所型こども園においては幼稚園機能、これらについては国の財政的な支援が受けられないわけですね。しかしながら、一方で、昨年度政府が実施したモデル事業においては、丸っぽ財政的な支援をしているわけでございますけれども。

じゃ、いざ、例えば赤坂参考人であればやっていらっしゃる幼保園で保育所部分が認可を取っていなかった場合にどうなのか、あるいは小宮山参考人は認可を取っていない部分の施設の持ち出しになる部分をどうとらえるのか、そうしたことも含めて、四人の方それぞれにお伺いをしたいと思います。

ちなみに、先日の委員会で、大臣は、新たに機能を拡充した部分については補助金がありませんと、だからその部分は利用者の利用料として跳ね返ってもやむを得ないのではないかという御見解も披瀝をなさっていらっしゃったわけですけれども、こうしたことも踏まえていただきまして、この制度設計についてちょっと御意見を賜れればと思います。四人の参考人の皆さんにお願いをいたします。

<u>○**委員長(中島啓雄君)**</u> じゃ、まず赤坂参考人から。

○参考人(赤坂榮君) 今回四類型ということで私も見せていただきました。多分、日本全国いろいろな幼稚園、保育園、これまでの積み上げてきたそれぞれの施設の特徴なりがある。そういう中で、きっと一気に新たな機能を付けていく中で一つの類型では収まらないというのが現状じゃないかなととらえました。

今、議員がおっしゃったように、私の私見で申せば、現状をしっか

りつかみながら、この四類型の中でこども園が運営される中、認可が 取れる方向というのは努力すべきところではないかなというふうにと らえております。

○参考人(小宮山潔子君) 結局、例えばモデルを実施した園の多くが やる気がある。しかし不安である。どうしてかというと、それは結局、 簡素に分かりやすくなっていないからなんですね。いろいろやった挙 げ句に、おたくはここの部分は補助は出ません、こちらだけとか、物 すごくそう、何というか、私も一生懸命読んで分かったんでしょうか。 分かったつもりですけれども、分かっていないかもしれません。

結局、こども園という名前は同じなんでしょう。中はこういろいろあるんでしょう。そんなわけで、システムを簡素にしないと入っていけないじゃありませんか。手続も分かりやすくないと、補助も合理的でないと。この型でなったら、こっちはこのお金出ません、こっちだとこう出ます。これは一体やってほしいと思っているのかどうかと思います。

ですから、私が一貫して申し上げたいのは、この簡素なシステム、 分かりやすい手続、合理的な補助です。そして、こども園としてそこ が違わないことです。

以上です。

○参考人(吉田正幸君) この四類型というのは、それこそ総合施設モデル事業評価委員会の報告ということになっておりまして、私も多少責任があるんだろうと思いますが、現実に認定こども園、総合施設を考えていったときに、既に現在、公私、幼保の既存の施設がある。それぞれ公私、幼保の今の既存施設が、じゃ、認定こども園、総合施設にどういうふうに転換、移行していくかということを考えていったときに、両方認可施設で持っているところもあるけれども、一般的には幼稚園から移行するケース、それから保育所から移行するケース。そして、認可外というのは私も実は余り念頭に置いて議論はしていなかったのですが、認可施設ということで考えて、少なくとも、でも、認可外加えれば四つのパターンになるんですけれども、既存施設からの移行と、全く新しくお金を掛けてデラックスな新設のこども園をつくるという発想ではございませんでしたから、現在の認可制度、認可施設をベースとしながら移行するということになればこういうパターンに当然なるんだろうと思います。

ただ、その際に、基本的には認可施設であればいわゆる最低基準は 少なくとも担保されていると。ただ、問題は、認定こども園に必要な 機能を満たせるかということで、認可という仕組みの上に私は機能の認定ということが本来あるんだろうと、こう思っています。

いわゆる認可というのは、施設基準ベースでございます、子供一人何平米とか、こういう設備がなければいけないとか。それは言わば正に最低基準で、これ以上質を落とさないという発想。しかし、もう一つの発想は、より質を高めていこうという発想が必要で、それはもう施設、ハード的な発想ではなくて、やっぱり機能に着目をしていかなきゃいけない。それについては、やっぱり最終的には評価という仕組みを入れなければ私はいかぬのではないかなと、こう思っております。

そう考えたときに、ただ、現在の認可施設をベースに考えておりますから、いわゆる国の助成措置というのは今の認可制度を前提につくっておりますので、こども園って当然想定をしていない。もしこども園に何か新たに考えようとすれば、もう既存の認可制度、全部一回捨ててしまわなきゃいけない。しかし、それは多分それほど現実的な話ではないんじゃないか。

そういう中で、例えば幼稚園が保育所機能を持つ、しかし認可施設は幼稚園だけ、だから財政措置は幼稚園部分しかないということですが、きちっと機能基準を満たし、施設環境等も人的体制も取っていけば、それは認可要件を満たしていくことになる。それは最終的には、基本的には私は認可を取った方がいいんだろうと思います。それは親も安心でしょうし、認可を取れば公費助成が行われるということでございますので。そういう意味で、認可外、認可という発想は、基本的には認定基準を満たすということはほぼ認可基準を満たすことに私、現実としては近いと思っております。

あと、取らないとすれば、中にはお金は要らない、でも、より自由が欲しいという方が確かにいらっしゃいます。東京の認証保育所でもいらっしゃいます。それはその方の信念ですので、認可基準を満たしていてもあえて認可を取らないという方も出てくる。それはそれで認めてもいいのだろうと思いますが、そうでない場合は、それだけの基準を持っていれば認定だけじゃなく認可を取って、公費助成を受け、その恩恵を親、子供の方に還元すればいいんじゃないかなと、こう思っております。

○<u>参考人(下條忠幸君)</u> 私も、保育園の昨日の全私保連の会議の中でこんな話が出ました。いわゆる認定こども園に四類型あると。例えば、現実にうちの仲間でも、幼稚園も保育園もやっていて、今度の認定事業のモデルになったところもある。そこが、じゃ認定こども園という

いわゆるこれ名称独占ですか、を受けるかといったときに、彼は、いや、そんな無認可と一緒のところで認定こども園という名称独占をもらっても何にもならないと彼は言いました。

つまり、複雑だと先ほど言われましたし、あれですが、私たちは基本的に、おっしゃるように子供のことですのでやはり子供の最善の利益を考えて、やはりお金も人も付けたやはりきちんとした制度。先ほど言いましたように現行の保育制度、幼稚園制度というのは、私はそれなりに完成されてきている制度だと思うので、そこを充実させる中でやっていくべきだと私個人は思います。要は、認定こども園というのは現場に混乱を招くと現場からは思います。

以上です。

○林久美子君 ありがとうございます。

では、もう一つお伺いをしたいんですけれども、これは赤坂参考人と下條参考人にお伺いをしたいと思います。

私にも実は子供がおりまして、非常に子供が小さいときにしょっちゅう熱を出すと。元気なときは保育所に入っておりますので保育所行ってくれるからいいんですが、熱を出したり水ぼうそうとかになったらもう一週間行けないわけで、非常に、ああ、子供というのは元気なときはまだいいけれども、熱を出したり風邪を引いたりしたときこそ本当に大変なんだなと。

こういうときに働いていると、家族の中で、じゃあだれが次休むのというような話にもなるわけで、本当であればそばにいてやりたいと、熱のある我が子の面倒は自分が見たいと、多分だれでも親だったら思うんだと思うんですね。しかしながら、そういう状況で仕事を休んでばっかりいたら、この厳しい状況の中で仕事がなくなってしまう。だからこそ、安心して、もし仮に子供が熱を出したりしたときにしっかりとした医療を受けられて、専門家が診てくれて、少しでも時間的に子供の世話をしてくれる場所があったらどんなにいいだろうと、私自身も非常に強く実は感じました。

今回の法案は、多様なニーズにこたえるというのも柱の一つとして 挙げているわけですが、今回の子育て支援事業の中には当然この病児、 病後児保育というのは入っておりません。全国的に見ても非常にまだ まだ少ないと。一方で、現場の先生方に聞くと、かなりニーズは高い ということも耳にしておるんですね。

私は、この認定こども園という新しい制度をせっかくつくるのであれば、こういう子供たちのためでもあり、母親を助けるためでもある

病児、病後児保育などについても一定応援をしていくべきではないかなと思っているんですけれども、この点についてはどのように考えていらっしゃるか、お聞かせください。

○委員長(中島啓雄君) じゃ、赤坂参考人から簡潔にお願いします。 ○参考人(赤坂榮君) 大変難しい問題なんだと思います、私も母として。まあ私見で申せば、病気のときくらい家族のだれか休んであげてよと、病気でつらい思いをしているのに施設にいなければならないというところでは、本当に考えるところあります。

ただ、もう一方で、本当にある意味で病院ですよね、子供を預ける、 それが身近にあるということも必要なのかもしれませんが、今、保育 者の立場だけ考えますと、働き方、企業が考えていただきたいという のが私の考えです。

○参考人(下條忠幸君) 確かに病児、病後児保育というのは本当に要望が多いです。当市でも一か所がお医者さんと提携して病後児保育を行っております。登録して、いざ何かのときにお願いするという形ですが、そういう形になっていても、現実的には当市の場合は利用者が余りいないというのが現実のようです。それは、先ほど来出ている親御さんの思いとか、その働き方の問題とか、それから当市まだ田舎ですので近くに祖父母がいるとかいう中の地域の助け合いの中で、だけど働く上では絶対必要だと思いますし、私の認定こども園じゃなくて、それは保育所の機能を充実する中で、やっぱりゼロ歳からのハウツーがありますので、保育所の機能拡充の中でやっていくべきだと、私は思います。

○林久美子君 ありがとうございました。

じゃ、もう時間もございませんので、最後に一つだけお願いいたします。

今の病児、病後児もそうなんですが、結局は、働き方の在り方と子育ての支援と子供にとって最善な教育をやっぱりこれリンクしてやっていかなくちゃいけないんだと思うんですね。しかしながら、今子供を取り巻く環境を見ていると、これこれは文部科学省、これこれは厚生労働省、通学路の安全は国交省、塾の安全問題は経産省と、非常に縦割りでなっていると。モザイクのようなというお話ございましたけれども、だからこそ、今我々は、担当省庁を、やっぱり横断的にきちっと対応して現場のニーズにこたえ子供たちを支えていくために、やはり省庁を一つに、子供や家庭の問題について担当する省庁をつくるべきだと考えているんですけれども、小宮山参考人、この点について

一言だけ御見解をお願いをいたします。

○参考人(小宮山潔子君) 民主党のマニフェスト拝見して、それが書いてあると思いまして、そのことは何十年来、幼保一元化を主張する人は言ってきたわけですが、もう最近は、これは言っても駄目だというんで、年中行事のように一応言っておくというふうになってしまっていまして、今回でも、えっ、総合施設、そのことだ。始まるのって一部は思ったわけですね。ちょっとこれは、政治のシステムとか行政のシステムとしてこれはどういうふうになるのか、そういうことは私は疎くてよく分かりませんが、保育という一つのことを二か所でやったことが物すごくいろいろな、幼保間に問題があるというんじゃなくて、分かれているから問題が生まれてきたわけです。

それで、それを普通、私も本当に分かりませんから想像で、そうじゃないということでしたら教えてください。官僚の方もお気の毒だと思いますね、その仕事をするときに。今までのその既得のものを自分のときに手放したくない、手放すとよく言われないということなのかもしれませんが、この場合は手放したら褒められるという事柄だと私は思いますね。

どこへ手放してまとめるのか、それは政治の方たちに、どこでもいいですよ。それを一つにしますと、今度は、これはどうするんだ、学童保育はどうするんだ、ちょっとこっちのことはどうするんだ、それはあらゆることに人間の生きていく上にはつながり全部ありますので、またそういうことが起きるかもしれませんが、保育施設に関しては統一できるでしょうねと私は思っております。

○林久美子君 ありがとうございました。